

防衛省防衛研究所仕様書

3枚中の1枚

件名	史料庫鋼製書架（耐震用）	作成	防衛研究所 戦史研究センター史料室
----	--------------	----	----------------------

1 適用範囲

この仕様書は、防衛研究所戦史研究センター史料庫（以下「史料庫」という。）において使用する書架について規定する。

2 製品に関する要求

2.1 構成

構成は表1による。

表1

品名	型 式	外寸法 規格 (mm)			数量 ・単位	設置場所
		幅(W)	奥行(D)	高さ(H)		
書架	単式7連 有効6段	7370	300	2260	2台	防衛省市ヶ谷庁舎 F1棟地下1階 史料庫（壁面）
書架	複式4連 有効7段	4035	670	2250	2台	防衛省市ヶ谷庁舎 F1棟地下1階 史料庫（地図室上）
書架	複式3連 有効7段	3035	670	2250	4台	防衛省市ヶ谷庁舎 F1棟地下1階 史料庫（地図室上）
書架	複式4連 有効6段	3955	570	2250	2台	防衛省市ヶ谷庁舎 F1棟地下1階 史料庫（燻蒸室上）
書架	複式3連 有効6段	2975	570	2250	3台	防衛省市ヶ谷庁舎 F1棟地下1階 史料庫（燻蒸室上）
書架	複式4連 有効7段	3955	570	2250	1台	防衛省市ヶ谷庁舎 F1棟地下1階 史料庫（燻蒸室上）
書架	単式4連 有効6段	3955	300	2250	1台	防衛省市ヶ谷庁舎 F1棟地下1階 史料庫（燻蒸室上）

2. 2 特性

2. 2. 1 機能性能

書架は、鋼製とし、耐震安全性を確保するため、壁面書架については水平震度係数 $K=0.4$ 以上、その他の書架については水平震度係数 $K=0.1$ 以上の強度（以下「耐震仕様」という。）を有するものとする。

2. 2. 2 構造

書架は、大別して基礎部、棚部から構成されるもので、各部の特性は次のとおりとする。

(1) 基礎部

- ア 基礎は鋼製ベースとし、支柱とボルトにて緊結する。
- イ 鋼製ベースは、曲げ加工し、床固定金具を兼用したものとする。
- ウ 床固定金具は、書架の転倒による引抜きに十分耐えられるものとし、耐震仕様に基づき、設置済みの鋼製床に固定する。

(2) 棚部

棚部は、支柱、天地板、棚板、棚受、背受、側受、ブレース、ラチス（壁面書架のみ）により構成されたものとする。

- ア 支柱は、複柱式とし、単式は2本柱、複式は3本柱とする。
- イ 支柱の形状は、C型又はコ型で、壁面書架については既存書架と同一仕様の $40\text{mm} \times 40\text{mm} \times t2.3\text{mm}$ 、その他の書架については $35\text{mm} \times 30\text{mm} \times t2.3\text{mm}$ とし、孔ピッチは 25mm 以上とする。
- ウ 棚板、棚受、背受は、支柱ピッチに合わせて移動可能なものとし、同一種の棚において互換性のあるものとする。
- エ 各段の棚板は一枚物とし、棚受にて支持されるものとする。
- オ 棚板の耐荷重は $40\text{kgf}/\text{段}$ 以上とする。
- カ 棚受は、棚板のズレ防止付はめ込み型とし、段ピッチを移動する際、作業が安易で効率の良い、側受兼用タイプとする。
- キ 背受は、棚板を外さなくても容易に着脱できるものとし、複式においては、中央の支柱に取り付けて、両面部を共有したものとする。
- ク 壁面書架については、ラチス材を支柱に工場溶接にて取り付けるものとする。
- ケ 棚の奥行許容寸法は各棚 270mm （地図書上は 320mm ）以上とする。
- コ 側受片側にA5版の見出しカードを差し込むことができるサインプレートを取り付けるものとする。

2. 2. 3 安全性

棚の転倒防止のため、床固定及び天つなぎを行うものとする。

2. 2. 4 塗装

(1) 塗装は J I S K 5651 に規定する同等以上を使用し、塗装膜は 20 ミクロン以上とする。

(2) 環境に配慮し、F☆☆☆☆相当の塗料とする。

(3) 塗装色はホワイト系とし、事前に色見本を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

2. 2. 5 その他

(1) 鋼材及び部品は、J I S 規格品又は同等以上のものを使用する。

(2) 書架の製作は I S O 9001、I S O 14001 認証取得工場で製造された製品とする。

(3) グリーン購入法適合製品とする。

(4) 取り付け場所及び位置は添付図面のとおりとする。

3 検査

作業実施場所において、目視及び立会検査を行う。

4 秘密の保持

本作業で知り得た情報等を受注者以外の第三者に洩らしてはならない。

5 その他

(1) 受注者は事前に施工図面、工程表を提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(2) 作業に必要な資機材等は、受注者が準備するものとする。

(3) 作業にあたっては、必要な養生を施し、当該物品及び施設等に損傷を与えた場合には受注者の責任において現状回復するものとする。

(4) 発生材は受注者の責任において廃棄するものとする。

(5) 保証期間は納入検査日より1年とし、設計、製作、施工の不備により生じた故障等は、無償にて速やかに修復するものとする。

(6) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。